

公益財団法人小平市文化振興財団の役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小平市文化振興財団（以下「法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊料を含む。）等の経費をいう。

(役員勤務形態)

第3条 役員は、非常勤とする。

- 2 前項に規定するものの勤務日数は、週当たり2日以内とする。

(報酬の支給)

第4条 法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報償を支給することができる。ただし、常勤の小平市職員又は法人の職員である者には支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席した場合は、定款第13条に定める金額の範囲内で、別表に定めるところにより報酬を支給する。
- 3 役員が、勤務し、又は理事会へ出席した場合は、別表に定める年度総額の範囲内で、同表の定めるところにより報酬を支給する。
- 4 役員及び評議員に、賞与、退職手当及び通勤手当その他の手当は支給しない。

(報酬の支払方法)

第5条 代表理事及び業務執行理事の報酬は、当月分を翌月の21日に支給する。ただし、21日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。

- 2 代表理事及び業務執行理事以外の役員及び評議員の報酬の支給日は、勤務し、又は理事会及び評議員会に出席した日とする。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第6条 法人は、代表理事及び業務執行理事がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償の額は実費とし、法人が必要があると判断したときは、代表理事及び業務執行理事から当該費用に関する証拠書類等の提出を求めることができる。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第4条関係）

| 役職名 | 報酬日額（1人当たり） | 年度総額（合計） |
|-----|-------------|------------|
| 評議員 | 13,000円 | 832,000円 |
| 理事 | 13,000円 | 2,912,000円 |
| 監事 | 13,000円 | 260,000円 |